

玉川村障害者活躍推進計画

令和2年3月

玉川村

玉川村障害者活躍推進計画

1 目的

令和元年6月に改正された、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）では、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即した、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」の策定が義務づけられました。

これらを踏まえ、障害者である職員がそれぞれの特性や個性に応じた能力を有効に発揮できる職業生活を実現することで、全ての職員が働きやすい職場環境を目指し、玉川村障害者活躍推進計画（以下「本計画」という。）を策定します。

2 策定主体

本計画は、障害者雇用促進法第7条の3第1項に基づき、玉川村長、玉川村議会議長、玉川村代表監査委員、玉川村農業委員会、玉川村教育委員会、玉川村水道事業管理者が策定する障害者活躍推進計画です。

3 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

なお、計画期間内においても、取組状況等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 周知・公表

本計画を策定又は変更したときは、全ての職員に対して周知するとともに、ホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

本計画に基づく取組の実施状況等についても、毎年度、周知・公表します

5 玉川村における障害者雇用率の状況〔令和元年6月1日現在〕

	法定雇用率	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数
村長部局	2.5%	62.5人	1.0人	1.6%	1人

6 障害者の活躍推進に向けた目標

① 採用に関する目標

【実雇用率】当該年6月1日時点の法定雇用率以上の維持に努めます。

【評価方法】毎年障害者任免状況通報により把握します。

② 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせないように努めます。

【評価方法】毎年障害者任免状況通報の際に、前年度採用者の定着状況を把握します。

7 障害者の活躍推進に向けた取組

① 推進体制の整備

障害者雇用推進者（障害者雇用促進法第78条）として、総務課長を選任します。

障害者職業生活相談員（障害者雇用促進法第79条）に選任しようとする者が資格要件を満たさない場合は、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、継続雇用につながる職務の選定及び創出について検討します。

③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

人事評価面談等の際に、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。

募集及び採用に当たっては、次の取扱いを行いません。

- ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録し、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。

④ その他

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。